生 徒 心 得

この心得は、学校内外における生活の基本的な基準を示したものである。各自が常に本校生徒であることを自覚し、自律心を持って責任を重んじ、自ら個性を伸ばす努力を怠らず、何事も積極的に行う意気込みを持って事に当たることを心がけなければならない。

礼　儀

1　礼儀はその人の品位を表すもの。相手を尊重し実行するよう心がけること。
2　教職員、来客や保護者に対してはもちろん、生徒間においても動作・言語の礼を失わないよう心がけること。

責　任

1　与えられた任務は責任を持って最後までやり遂げること。
2　常に校内外の美化に留意し、清潔さを保つとともに整理、整頓に努めること。
3　校舎内の校具・備品・施設等は大切に扱うこと。使用する際は、担当職員の許可を得て使用し、返却まで責任を持つこと。

交　友

1　お互いの立場を理解するよう心がけ、互いに尊重し合えるようにすること。
2　明朗、公正であるよう心がける。
3　交際は、明朗で心身の健全な発達を目指し、常に生徒であることを自覚して行動すること。

所有物

1　学校に持参するものについては、科、学年、氏名を明記し、自分の責任において管理すること。
2　物品を拾得または紛失した場合は、すみやかに教職員に届け出ること。
3　学習に必要のないもの及び危険物は持ちこまないこと。

服装・身だしなみ

1　通学の際は原則として制服を着用すること。
2　服装は端正・清潔を心がけ、破損したときは直ちに修理すること。
3　夏期略装は、本校指定の紺色のポロシャツ(男女共用)を着用すること。
4　男子の制服は所定のボタンを付した黒色詰め襟学生服とする。
　女子は黒または濃紺のセーラー服(胸当てをつける)にヒダスカートまたはズボンを着用し、上衣の襟にはエンジ色の線二本(端から２㎝入り間隔５㎜)つけ、黒または濃紺の共布、ネクタイを用いる。
5　校章、学年科章については、右襟に校章、左襟には学年科章をつける。その他許された徽章を付けるときは、左襟学年科章の外側に付ける。女子は左胸に校章、学年科章を付ける。
6　上靴は色で学年を区別した指定のものとする。
7　下駄、サンダル及び踵の高い靴は禁止する。
8　頭髪は清潔を心がけ、髪型は高校生としての品位を失わないものであること。パーマ、アイパー、染髪、エクステンション等は禁止する。
9　アクセサリー（ピアス、リング、ブレスレット、ネックレス等）は身につけない。
10　タトゥーを入れること、他人に入れてもらうことはしてはならない。

届け出

1　欠席(欠課)、遅刻、早退の場合は事前に担任に連絡すること。病気等により一週間以上にわたる時は医師の診断書を添えること。
2　登校後、下校までの外出は禁止する。但し、やむを得ない場合には担任の許可を得ること。

3　授業中、退室する場合は教員の許可を得ること。
4　放課後や休日の校舎及び学校公共物の使用については、事前に関係職員に届け出て許可を得ること。
5　校内の器具、設備等の使用には注意をし、破損したときは教職員に申し出ること。場合によっては弁償の責任を負うこととなる。
6　身分証明書、学校が交付したものを紛失した場合は、速やかに届け出ること。
7　住所、下宿先に異動を生じたときは速やかに届け出ること。
8　忌引き欠席は次の基準による。

父母の場合	７日
祖父母・兄弟姉妹	３日
その他の親族の場合	１日
法要は親族の場合に限り	１日

校内生活
1　校舎内においては帽子(実習時を除く)、アウター、マフラーその他これに類する物を着用しないこと。寒さ等で着用が必要な場合は、教員の許可を得ること。
2　校舎内での言動は常に静粛にすること。
3　授業中は姿勢・服装を正し、私語を慎み、他の生徒に迷惑をかけないこと。
4　食事は原則として各ホームルームにおいて所定の時間にとること。
5　考査時は注意事項を守り、疑いを受ける行為または不正行為は絶対にしないこと。
6　みだりに指定された以外の教室、その他禁じられた場所に入らないこと。
7　外来者との面会は担任の許可を受けること。
8　許可なく学用品を貸借したり、金銭物品を集めたりしてはならない。また集会を催し、クラブ等の集団を結成する行為をしないこと。
9　校舎内における刊行物の掲示、配布回覧等は許可を受けてから行うこと。
10　校内で不審な外来者を発見したときは直ちに教職員に知らせること。

校外生活
1　常に本校生徒としての誇りを持ち、責任ある行動をすること。
2　通学時の列車・バスの乗車はもちろん、道路上の歩行や自転車での走行では規律ある行動をとること。
3　校内外を問わず、飲酒、喫煙、賭事、暴力行為、迷惑行為等の犯罪、薬物等の所持・乱用は絶対にしない。
4　クラブ、麻雀クラブ、パチンコ店及びこれらに類する遊技場、オンラインカジノ、競馬、競輪などの賭事、及び酒類を供する飲食店への出入りは厳禁する。
5　夜間外出は午後９時までとする。
6　外泊するときは保護者の許可を得て、その居所を明らかにすること。
7　下記事項は事前に届け出て学校長の許可を得てから行動すること。
(1) アルバイトに従事する場合。
(2) 自転車通学する場合。
(3) 自動車学校に入校する場合。

衛　生
1　各自が常に清潔の保持に努めること。
2　可燃ゴミ、不燃ゴミ、資源ゴミ（缶・ペットボトル）などは分別し、所定の容器や場所に処理すること。
3　感染症などに罹患したおそれがある場合は、速やかに学校に連絡し、指示を受けること。

交通安全

　１　通学の際は交通規則を守り、事故にあわないように心がける。
　２　自転車で通学を希望する者は別に定める規程を必ず守る。
　３　原動機付自転車、自動二輪車の免許の取得、運転を禁止する。
　４　普通自動車運転免許の取得については別に定める。

情報端末機器（スマートフォン、タブレット等）の取り扱い

　１　授業中は、音もバイブも鳴らない設定にし、カバンにしまう。
　２　歩きながらの使用を禁止する。
　３　ＳＮＳの適正な使用、利用を遵守すること。

付　則　この規程は昭和５８年４月１日から施行する。
　　　　平成１４年１２月１９日一部改正
　　　　令和４年４月１日一部改正
　　　　令和８年４月１日一部改正